**介護サービス利用時診断書利用の手引き**２０１６年５月

　松戸市医師会在宅ケア委員会

ケアマネジャー、介護サービス事業所の皆様へ

松戸市医師会では、「介護サービス利用時診断書」を作成しています。

これは、介護保険の居宅サービス事業者が、利用者の身体状況を知るために医師に意見を求めるときに使用するものです。松戸市内での介護サービス利用において、共通で使用することを推奨します。

本診断書は、介護サービスを受けるにあたり、必要性の高い医療情報を特に選んで掲載しています。本診断書の共通利用で、利用者の負担の軽減がはかられます。多くの介護サービス事業者にご利用いただければ幸いです。

留意事項

1. 通所介護・通所リハビリテーション・短期入所・訪問入浴・小規模多機能型居宅介護・総合事業の通所型サービス等のサービス利用時診断書を想定しています。
2. 介護サービス事業所より求めがあった場合のみ利用します（本診断書を一律に義務付けるものではありません）。
3. 診断日より一年間有効です。
4. 複数の事業所に提示が可能です。
5. 事前に、利用するサービス事業所にこの書式でよいか確認の上、ご利用下さい。
6. 利用者が検査の必要性を理解の上、医師に依頼できるよう、事業所として介護サービス利用時診断書以外の検査が必要な場合は、その根拠を利用者に説明して下さい。

**「介護サービス利用時診断書」使用にあたっての解説**

＜診断書作成の経緯＞

介護サービス事業者が、利用者の身体状況や感染症などについて、事業者の作成した所定の文書での情報提供(医師による診断書)を求めることがあります。その所定文書の内容は、事業者ごとに違いがあり、利用者が複数事業者を利用する場合には、各々の事業者に文書を提出する必要があります。文書作成には医療保険が使えず、作成費用を、通常、利用者は全額負担します。一方、「文書の検査項目の必要性と負担額に関する説明義務」が事業者側に存在しますが、事業者からの利用者への説明が行われないことがあるようです。この状況に鑑み、医師会では、介護サービスを受けるにあたって、特に必要性が高いと考えられる項目を選び、松戸市で共通に使用できる「介護サービス利用時診断書」を作成しました。

＜診断書の内容＞

1. 結核と疥癬について　結核と疥癬の兆候については医師が判断する書式としました。
2. 耐性菌感染症について

介護サービス利用にあたり、問題になる菌として耐性黄色ブドウ球菌(以下「MRSA」)があります。MRSA保菌者に対しては標準予防策で対応可能なことは早くから公益社団法人 全国老人保健施設協会などのマニュアルでも示されています。千葉県「社会福祉施設における感染症対策の手引き」でも「保菌者の特別扱いが不要であれば，MRSA保菌検査のルチン化も，症状のない保菌者の除菌も不要」と引用されています。また、厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月）」には、「咳や痰などの症状がなく、咽頭に保菌しているだけの状態では、周囲に耐性菌を広げる可能性は低いため、個室で管理する必要はありません。一般的な標準予防措置策の実施で十分対応可能です。」と記載されています。

そこで、「介護サービス利用時診断書」では、保菌者を同定するのではなく、症状を有する「感染者」かどうか、を医師が判断する方法を採用しています。

1. 血液媒介感染症(梅毒病原体、HIV、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス)について

医療機関では針刺し事故などが問題になりますが、介護サービスでは、血液の付着する鋭利な器具を取り扱う可能性が低く、血液媒介感染症は取り扱わない書式としました。

1. 入浴とリハビリテーション　介護サービス実施上必要と考え、項目を設けました。
2. その他注意事項記入欄

　担当医は疾患や身体状況を勘案して独自の指示を出すことがあるため、項目を設けました。

　 [文 献]

1)千葉県ホームページ「社会福祉施設における感染症対策の手引き」検索日2015/4/30

2) 厚生労働省ホームページ「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月）」

3)Lindsay E Nicolle：Preventing Infections in Non-hospital Settings：Long-term Care Emerging Infectious Diseases 7（2）：205～207,2001

4)今村英仁：高齢者の療養施設における**MRSA**保菌者への対応。日本医事新報No.4092 2002